

※ 売却案内書は物件番号ごとに別冊です。お間違えのないようご注意ください。

物件番号 1

韮崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14

令和 8 年 3 月 19 日公表

**公募先着順方式による県有財産（土地）
の売却の御案内（売却案内書）**

山梨県総務部資産高度利用推進課

目

次

◆ はじめに	1
公表売却物件	1
◆ 公募先着順による県有地売却のながれ	2
1 公募先着順による物件の売却の参加申請	3
2 現地説明	5
3 契約候補者の決定	6
4 契約の締結	7
5 売買代金の支払い	8
6 引き渡し・所有権移転登記	9
7 その他注意事項	9
◆ 物件調書	11
物件調書	12
◆ 県有財産公募先着順売却申請書兼受付書	15
◆ 誓約書	16
◆ 県有財産公募先着順売却申請取下げ・変更申込書兼受付書	17
◆ 県有財産（土地）売買契約書	18

はじめに

- 山梨県では、次の県有地を公募先着順売却により売却いたします。
- 売却物件の購入を希望する方は、この「売却案内書」をよくお読みになった上で、申請してください。
- 公募先着順売却とは、売却物件について山梨県が予定価格を公表し、予定価格以上での申請があった場合、申請が最も早かった方に随意契約で売却を行う方法です。
※同じ日に複数の方から申請があった場合は、予定価格以上の価格で申請があった方の内、最高の価格をもって申請をした方を契約候補者とします。ただし、契約候補者となる同価格の申請者が2人以上ある場合は、くじで契約候補者を決定します。

【令和8年3月19日公表売却物件】

物件番号	対象物件	地目	実測面積 (公簿面積)	予定価格
1	韮崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	宅地	7,143.65 m ² (7,143.65 m ²)	78,580,000 円

- ・ 物件調書は、11～14 ページです。

○ 契約結果の公表

契約金額並びに契約者が法人にあっては法人名及び所在地を山梨県のホームページへの掲示や報道機関への情報提供等の方法により公表しますので、御了承ください。

問い合わせ先

山梨県総務部 資産高度利用推進課
資産活用・ふるさと納税推進担当
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
電話 055-223-1342

公募先着順による県有地売却のながれ

1 売却物件の公表

令和8年3月19日（木）



2 申請受付期間

令和8年4月20日（月）～令和10年8月25日（金）



3 現地説明

（物件番号1）令和8年4月9日（木）午前11時

現地で物件の概要を御説明いたします。

※上記の説明会開催後に現地説明を希望される場合は、別途御相談ください。



4 契約候補者決定

契約候補者の方に契約手続き等について、御説明いたします。

契約候補者となる同価格の申請者が2人以上ある場合は、くじで契約候補者を決定するため、くじの実施方法等について当該申請者の方へ御連絡します。



5 契約の締結

契約候補者は、山梨県が契約に必要な書類の交付をした日から14日以内に契約を締結してください。

※契約締結時に契約保証金の納付等が必要です。



6 売買代金の支払い期限

契約締結後、別途山梨県が定める日まで



7 引き渡し・所有権移転登記

引き渡しは、現状のまま行います。

土地の登記手続きは山梨県が行いますが、登録免許税等は申請者の負担となります。

1 公募先着順による物件の売却の参加申請

この公募先着順による物件の売却に参加するためには、申請受付期間内に申請が必要です。

- ※ 申請受付期間中に最も申請の早い方が契約候補者となります。
- ※ 同日に複数の者から申請があったときは、山梨県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって申請をした者を契約候補者とします。ただし、契約候補者となる同価格の申請者が2人以上ある場合は、くじで契約候補者を決定します。
- ※ 2人以上の共有名義で参加することもできます。

申請資格

- 公募先着順による物件の売却には、個人、法人を問わず、どなたでも参加いただけます。

ただし、次に該当する方は、申請ができません。

〔申請ができない方〕

- (1) 公募先着順による物件の売却に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は申請代理人として使用する者
 - ① 山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
 - ③ 落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて山梨県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) (3)の②又は③に該当する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (5) 当該売却事務に従事する山梨県の職員

申請方法

次により、申請受付期間内に申請受付場所へ申請提類を提出してください。
申請提出書類は、山梨県総務部資産高度利用推進課まで持参又は書留郵便で提出してください。申請の受付日は、提出書類が山梨県に到達した日とします。書留郵便で提出する際は御注意ください。

- 申請受付期間
期間：令和8年4月20日（月）～令和10年8月25日（金）
ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条に規定する休日を除く。
時間：午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで
- 申請受付場所
場所：山梨県総務部資産高度利用推進課
(電話) 055-223-1342
- 申請書類
 - (1) 県有財産公募先着順売却申請書兼受付書
 - (2) 誓約書

※ 様式は、15、16 ページのものを使用して作成し（コピー可）、必要事項を記入、記名押印のうえ、お申し込みください。

また、様式は、県のホームページからもダウンロードできます。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shisan/index.html>

※ 申請受付後、受付番号を付した申請書のコピーを受付書としてお渡しします

2 現地説明

次の日程により、物件所在地において物件の概要を御説明いたします。

物件 番号	現地説明の場所〔物件所在地〕	現地説明の日時	
1	韭崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	令和8年4月9日（木）	午前11時

【持ち物】

本書『公募先着順方式による県有財産（土地）の売却の御案内（売却案内書）』

【参加申込み】

現地説明への参加、不参加は自由ですが、参加されない場合でも現地説明で御説明した事項については、すべて了知されたものとみなしますので、御了解のうえ、申請書を提出してください。

※ 現地説明へ参加される場合は、必ず前日（4月8日（水））午後5時までに、その旨を資産高度利用推進課（電話）055-223-1342まで御連絡願います。
電話連絡が無い場合は山梨県職員は現地に行きません。

※ 物件は、現状のままで引き渡します。立木の伐採、地上・地下工作物等の補修・撤去などは県では行いません。

※ 上記の日程以外に現地説明を希望される場合は、別途山梨県まで御相談ください。

3 契約候補者の決定

契約候補者の決定方法

- (1) 申請受付期間中に申請があったときは、山梨県の予定価格以上の価格で最も申請の早い者を契約候補者とします。
- (2) 同日に複数の者から申請があったときは、山梨県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって申請をした者を契約候補者とします。
- (3) 契約候補者となる同価格の申請者が2人以上ある場合は、「くじ」で契約候補者を決めます。この場合、同価格の申請者は「くじ」を辞退できません。
「くじ」の実施日は、山梨県と同価格の申請者で調整して決定します。
「くじ」の実施場所は、山梨県が別途指定する場所で行います（山梨県庁敷地内を想定しています）。
- (4) 契約候補者に対しては、契約候補者決定通知書を送付します。

4 契約の締結

契約の説明

契約候補者には、契約候補者決定通知書の送付後、速やかに契約の手続きの説明を行い、必要な書類を交付します。

契約の締結について

- (1) 契約候補者は、山梨県が契約に必要な書類の交付をした日から14日以内に山梨県と、18～20 ページの県有財産（土地）売買契約書により、売買契約を締結しなければなりません。
※ 売買契約は、必ず「申請者」名義で締結してください。
共有名義で申請した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- (2) 契約候補者が期限までに契約を締結しない場合は、契約候補者の地位はその効力を失います。
- (3) 契約を締結する際には、売買代金の100分の10以上を契約保証金としてお支払いいただきます。
また、契約締結には、印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）、住民票の写し（個人の場合）、法人登記簿謄本又は資格証明書（法人の場合）などが必要となります。
- (4) 売買契約書（山梨県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、契約候補者の負担となります。

契約に付す条件

公募先着順により売却する物件については、売買契約書において次の制限が付されますので御注意ください。

- (1) 「契約候補者は、契約締結の日から5年間、売買土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地を第三者に貸してはならない。」こと。
- (2) 「契約候補者は、売買土地を暴力団関連施設その他住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地を第三者に貸してはならない。」こと。
- (3) 「山梨県は、契約締結の日から5年間、随時に売買土地の使用状況等について実地調査をし、買受者に報告を求めることができる。買受者は、調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。」こと。
- (4) 「落札者は、上記（1）及び（2）の条件に違反した場合、山梨県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。」こと。

5 売買代金の支払い

- (1) 売買代金は、契約締結の際に契約書にて規定する期日（契約締結の日から概ね30日後）までにお支払いいただきます。契約保証金は売買代金に充当しますので、差額を山梨県の発行する納入通知書によりお支払いください。
- (2) 差額が期限までに支払われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。

6 引き渡し・所有権移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、買受者が売買代金全額の支払いを完了した後に山梨県が別途示す日に移転するものとし、売却物件を現況（車は県が撤去）により引き渡します。

（売却物件上には山梨県の公用車が存在するため、その撤去作業の期間、お待ちいただくこととなります。撤去作業期間は最大5箇月を想定しています）
- (2) 所有権の移転登記は、売却物件の所有権が移転した後、買受者からの請求に基づき山梨県が行います。請求は、所有権が移転した後1週間以内に行ってください。登記完了後に登記完了証と登記識別情報通知をお渡しします。
- (3) 所有権移転登記に必要な「登録免許税」は、買受者の負担となりますので、必要となる金額の収入印紙をお届けください。
- (4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- (5) 買受者は、買受物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

7 その他注意事項

- (1) 物件の引き渡しは現状（車は撤去）のまま行いますので、必ず事前に現地を確認してください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び山梨県、所在市町村の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に相談のうえ、了解しておいてください。
- (3) 売買契約締結時から売買物件の引き渡しの日までの間において、山梨県の責めに帰すことのできない理由により、売却物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とします。
- (4) 買受者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合していない事由があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (5) 売買物件の活用に当たっては法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する申請は、無効とします。

- ① 公募先着順による物件の売却に参加する資格がない者のした申請
 - ② 1人で1度に2通以上の申請書を提出した場合はその全部の申請
 - ③ 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした申請
 - ④ 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の申請又は1人で2人以上の代理をした者の申請
 - ⑤ 申請書の金額を訂正した申請
 - ⑥ 申請書の金額、氏名（法人にあつては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
 - ⑦ 申請に当たり他人を脅迫し、その他不正な行為があつた者の申請
 - ⑧ 申請に関し、山梨県の担当職員の指示に従わなかつた者の申請
- (7) その他この売却案内書に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）その他関係法令等の定めるところによります。

公募先着順方式による県有財産（土地） 売却物件

物 件 調 書

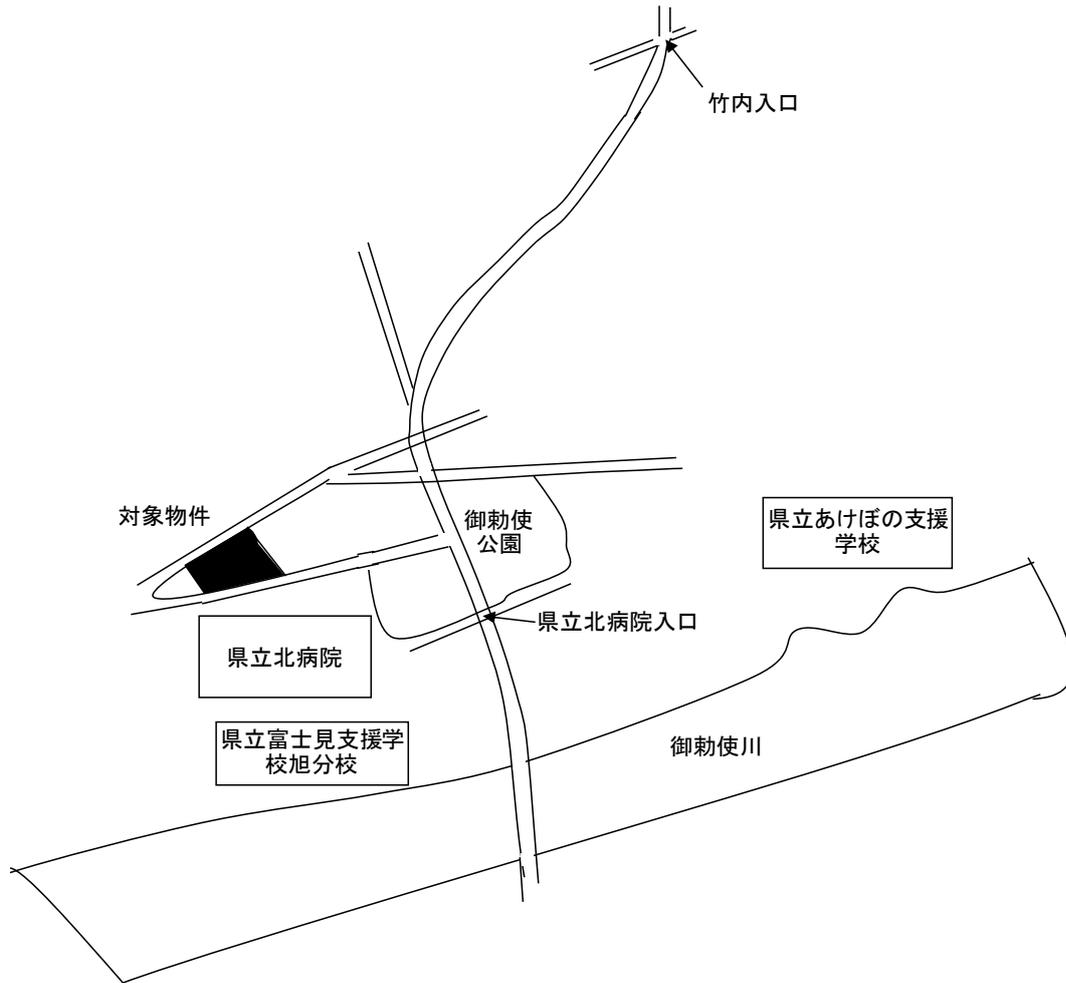
物件 番号	対象物件	頁
1	蕪崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	P12～P14

※ この物件調書は、公募先着順売却の申請者が現地を確認される上での参考資料です。

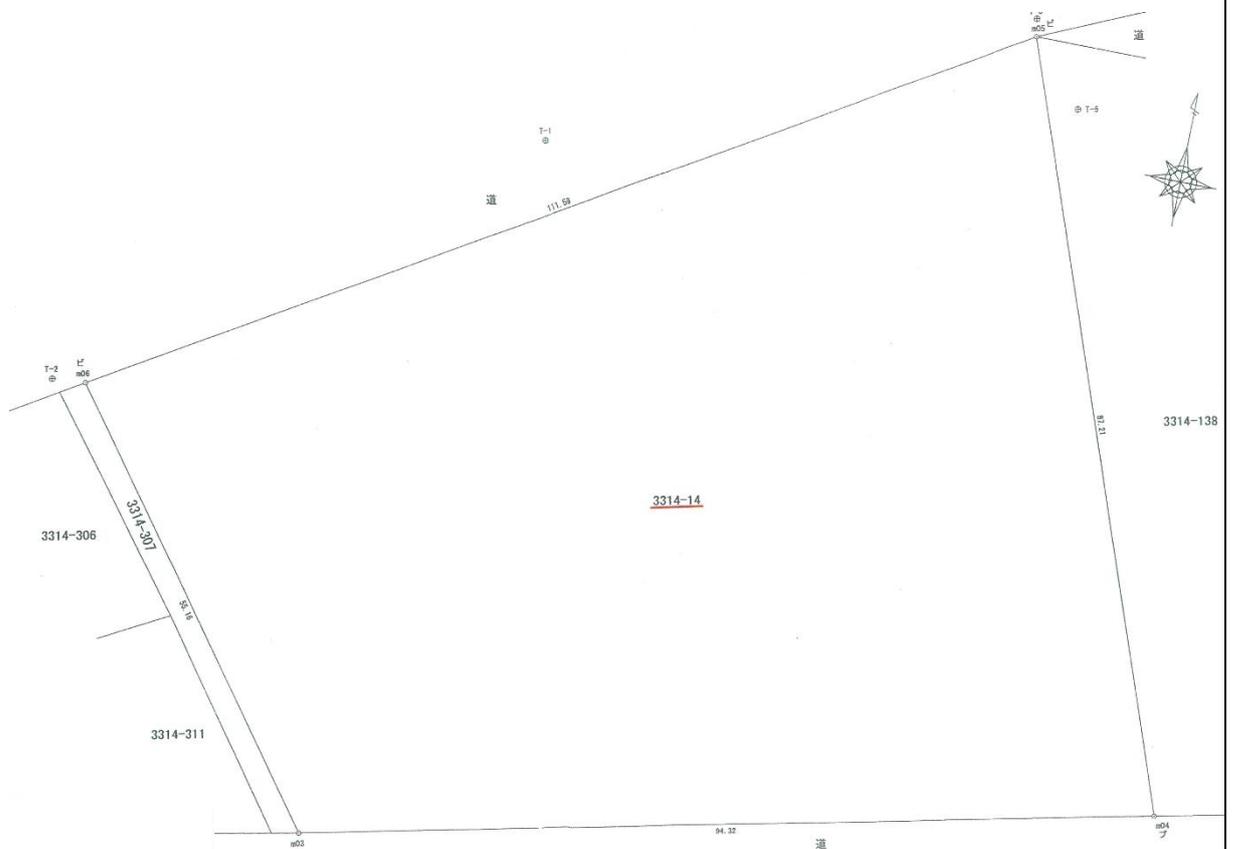
物件調書

		物件番号	1			
所在地		菫崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14				
実測面積 (公簿面積)		7,143.65 m ² (7,143.65 m ²)	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員 及び構造		北西側 舗装・幅員約5～10m (市道旭72号線) 南側 舗装・幅員約6m (市道旭92号線)				
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域				
	用途地域	用途未指定地域				
	建ぺい率	70%	容積率	200%		
	その他	なし				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容			
供給・処理施設の状況	施設	状況	事業所名		電話番号	
	電気	接続可	東電カスタマーセンター山梨		0120-995-001	
	上水道	引込可	菫崎市上下水道課		0551-22-1111	
	下水道	接続可	菫崎市上下水道課		0551-22-1111	
	ガス	プロパンガス				
交通機関	鉄道	JR中央線「菫崎」駅南方約6.5km				
	バス	菫崎市民バス「県立北病院」バス停から西方約200m				
参考事項						
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和43年から生活保護法による救護施設(清山寮)として使用し、平成23年8月に建物解体済みです。 ・敷地の半分程度に土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の指定があります。 ・敷地の北西側一部、土地全体面積の約1割程度に埋蔵文化財包蔵地(湯舟遺跡)の指定があります。土木工事等を行う場合、届出が必要となりますので、菫崎市教育委員会(0551-45-7256)に相談してください。 ・敷地内に、東京電力パワーグリッド(株)の本柱2本が存在します。 ・周囲はフェンスで囲まれています。現況、廃棄公用車が置かれていますが、所有権移転までに県が撤去します。廃棄公用車の撤去期間は、最大5箇月間を想定しています。 						

案 内 図



明 細 図



座 標 求 積 表

地 番	3314-14				
測 点 名	X 座 標	Y 座 標	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n(Y_{n+1} - Y_{n-1})$	距 離
m06	-36823.743	-5732.443	-62.756	2310910.815708	55.16
m03	-36868.141	-5699.710	124.901	-4604867.679041	94.32
m04	-36848.090	-5607.542	62.756	-2312438.736040	87.21
m05	-36765.985	-5636.954	-124.901	4592108.292485	111.59
倍 面 積					14287.306888
面 積					7143.653444
地 積					7143.65m ²

県有財産公募先着順売却申請書兼受付書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県が実施する公募先着順方式による県有財産（土地）の売却について、売却案内書の内容を承諾のうえ、次のとおり申請します。

1 申請者

住所 〒

ふりがな

氏名

印

電話

生年月日

年 月 日

- 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者氏名
- 共有による申請者の場合は、代表者を申請者としてください。他の共有者は別葉に住所、氏名、電話番号を記載し、押印のうえ、本書に添付してください。

2 申請額

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

- 金額の数字は算用数字を使用し、はじめの数字の前に「¥」を記入すること
- 金額の訂正を行わないこと

3 申請物件情報

物件 番号	対象物件	地目	実測面積 (公簿面積)	予定価格
1	韮崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	宅地	7,143.65 m ² (7,143.65 m ²)	78,580,000 円

- 申請に当たっては、本書及び誓約書（共有による申請者は別葉資料含む）に必要事項を記入のうえ、受付窓口に持参又は書留郵便で提出してください。
 【受付窓口】 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県総務部資産高度利用推進課
 資産活用・ふるさと納税推進担当
 【問い合わせ電話番号】 055-223-1342
 ・申請を受け付けた方には、本書のコピーを受付書としてお渡します。
- ※印の付してある欄には記入しないでください。

※ 受 付 印

誓 約 書

私は、山梨県が実施する公募先着順方式による県有財産（土地）の売却の申請に当たり、次の事項を誓約します。また、3の確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 売却に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではありません。
- 2 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は申請代理人として使用する者ではありません。
 - ① 山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
 - ③ 落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて山梨県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者ではありません。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 4 3の②又は③に該当する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 5 公募先着順による売却申請に際し、売却案内書、物件調書、県有財産（土地）売買契約書及び売却物件の法令上の規制等、すべてを承知のうえ申請いたしますので、後日これらの事柄について山梨県に対し一切の異義及び苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者名)

印

※ 共有による申込みの場合は、共有者ごとに作成してください。

県有財産公募先着順売却申請取下げ・変更申込書兼受付書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

令和 年 月 日付け受付番号 — で受付された、下記物件に係る県有財産公募先着順売却申請については、売却案内書の内容を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

申請内容を 取下げます・変更します

1 申込者

住所 〒

ふりがな

氏名

印

電話

生年月日

年

月

日

- 申込内容に応じて、「取下げます・変更します」のどちらかを○で囲んでください。
- 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者氏名
- 共有による申請者の場合は、代表者を申請者としてください。他の共有者は別葉に住所、氏名、電話番号を記載し、押印のうえ、本書に添付してください。

2 変更内容

変更後	変更前

- 申請額を変更する場合、数字は算用数字を使用し、はじめの数字の前に「¥」を記入すること。また、変更内容の記載欄内で金額の訂正を行わないこと。

3 申請物件情報

物件 番号	対象物件	地目	実測面積 (公簿面積)	予定価格
1	韮崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	宅地	7,143.65 m ² (7,143.65 m ²)	78,580,000 円

- 申込に当たっては、本書（共有による申請者は別葉資料含む）に必要な事項を記入のうえ、受付窓口
に持参又は書留郵便（申請書と同日に到達する場合に限る）で提出してください。
【受付窓口】甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県総務部資産高度利用推進課
資産活用・ふるさと納税推進担当
- ※印の付してある欄には記入しないでください。

【問い合わせ電話番号】055-223-1342

・申込を受け付けた方には、本書のコピーを受付書としてお渡します。

※ 受付印

県有財産（土地）売買契約書

売主 山梨県（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産（土地）の売買契約を締結する。

（売買土地）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	地目	実測地積	公簿地積
韮崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	宅地	7,143.65 m ²	7,143.65 m ²

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 _____ 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金 （売買代金の10／100以上） 円をこの契約締結と同時に甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

（売買代金の納入期限）

第4条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、（契約締結の日から概ね30日後）までに甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分）

第6条 乙が第4条で指定した日までに売買代金を納付しないときは、契約保証金は県に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第7条 売買土地の所有権は、売買代金を完納した後、甲が別途示す日に甲から乙に移転する。

（所有権移転登記の嘱託及びその費用）

第8条 乙は、前条の規定により売買土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対して所有権移転登記を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求により遅滞なく所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第9条 甲は、第7条の規定により売買土地の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく売買土地を現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買土地の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第10条 この契約締結後、売買土地の引渡しまでにおいて、売買土地が甲の責に帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、この契約締結後、売買物件に面積の不足その他契約の内容に適合していない事由があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(用途制限)

第12条 乙は、この契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地を第三者に貸してはならない。

2 乙は、売買土地を暴力団関連施設その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地を第三者に貸してはならない。

(違約金)

第13条 乙が前条に定める義務に違反したときは、乙は違約金として金(売買代金の3割)円を、一括して甲が指定する日までに、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付するものとする。

(実地調査等)

第14条 甲は、指定期間中、随時に乙の売買土地の使用状況等について実地調査をし、又は報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める規定に違反した場合又は義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 乙（乙が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）である場合は、当該法人、その役員、代表者又は管理人）が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、甲は、この契約を解除することができる。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 前項第2号及び第3号に該当する者が、乙の経営に実質的に関与していることが判明したときは、甲は、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する日までに、売買土地の

所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、第15条の規定によりこの契約が解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金)

第19条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。
2 前項の返還金には、利子を付さない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第21条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴訟は、山梨県庁の所在地を管轄する甲府地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 甲府市丸の内一丁目6番1号

氏 名 山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 住 所

氏 名

【お問い合わせ先】

山梨県 総務部 資産高度利用推進課
資産活用・ふるさと納税推進担当
住所 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
電話 055-223-1342